

配置技術者の雇用確認書類の変更について

監理技術者等が請負業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあることを証明する書類として活用してきた「健康保険証」について、発行済みの健康保険被保険者証を有効とする経過措置期間が令和7年12月1日をもって終了したことに伴い、今後の雇用関係の確認書類を以下のとおりとします。

(抜粋) 令和7年度 入札・契約事務取扱要領

(令和8年2月1日改正)

33 工事現場の技術者制度等について

(5) 雇用関係について

上記の現場代理人及び主任技術者又は監理技術者は、入札申込のあった日（指名競争入札に付す場合であって入札の申込を伴わないものにあっては入札の執行日（開札日）、随意契約による場合であっては、見積書の提出のあった日）以前に、工事を請負った企業と直接的かつ恒常的な3ヶ月以上の雇用関係のあるものでなければならない。

なお、恒常的な雇用関係については、以下のいずれかの書面の写しにより確認できるものとする。

- ① 監理技術者資格証
- ② **雇用保険被保険者資格取得等確認通知書**
- ③ 健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書
- ④ 住民税特別徴収税額通知書又は源泉徴収票等
- ⑤ **履歴事項全部証明書（法人における取締役の方）**

※ 個人事業主の場合で、かつ上記以外の資料等により「直接的かつ恒常的な雇用関係」が確認できる場合は、例外的に「直接的かつ恒常的な雇用関係を証明する資料」として認めることがある。

(この件に関する問い合わせ先)
南あわじ市 総務企画部財務課 契約係
TEL 0799-43-5210
FAX 0799-43-5310